

会報

国鉄闘争全国運動  
国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

第28号  
2012年9月17日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局  
千葉市中央区要町2-8 DC会館内  
TEL 043-222-7207  
nationwidemovement@yahoo.co.jp

# JR 検修業務の外注化阻止闘争と 解雇撤回・JR復帰の高裁署名運動 を水路に階級的労働運動の復権を

## 11・4全国労働者集会へ (日比谷野音)



強制出向の対象となった組合員一人ひとりが会社と対決して、事前通知の受け取り拒否を闘い、外注化阻止の決意を述べた (9月14日)

### 強制出向の事前通知弾劾！ 動労千葉が総決起集会

検修・構内業務の10・1外注化実施に向けて出向事前通知が出された9月14日、動労千葉は千葉市民会館で総決起集会を開催しました。

集会の冒頭、田中康宏委員長が10・1実施阻止に向けた決意を述べました。

「当局は、12日から強制出向の事前通知を出し始めています。体が震えるような怒りでここに立っています。事前通知だけが強行されても、何一つ外注化は進んでいません。現場は何一つ屈服していません。外注化をイミタリとも認めていません。僕らはこの外注化と12年間闘ってきて、何一つも負けていない。」

「仮に当局が10月1日に強行

会はこのことを決意する集会で腹の底からの燃え上がる怒りと10・1は絶対に阻止できるという田中委員長の決意に、参加者もあらためてともに闘う決意を固めました。

続いて、幕張支部の山田護支部長が発言に立ち「就業規則には『会社の業務上に必要な場合は社員に出向を命じる。社員は相当の理由がない以外拒むことはできない』と書いてあります。が、『業務上に必要な場合』とは何かと会社に聞いても何も答えられない。答えられない出向に私たちは行くつもりはありません。こんな外注化は絶対に認められません」とデタラメな出向を徹底的に弾劾しました。

その後、出向通知の受け取りを拒否して闘った当該組合員が次々と決意を表明。当局が組合員一人ひとり呼びだして通知を行うという大変な攻撃のな

### 全国運動の呼びかけ人となって

李東碩 (広島大学総合科学研究科・准教授)

「戦う労働組合」として労働者階級闘争の最前線に立つ動労千葉が、組合つづしを狙った10・1検修構内外注化阻止に向けたストライキに突入しています。

雇い止め解雇撤回に加え、全面外注化に向けた強制出向、偽装請負、非正規職化といった反平和的状况、つまり、昨今の価値法則の唯一主義化(企業暴力)、および価値法則の指令法則への純化(国家暴力)を断ち切るための社会変革運動の中核

として、労働組合運動はどうあるべきか、国鉄闘争全国運動の新たな呼びかけ人となつてから、私なりに考えてみました。周知のように、1980年代以降の現段階において、かつて福祉国家を標榜してきた各国政府による新自由主義攻撃が激化するなかで、産業のIT化とITの産業化、金融のグローバル証券化を介しながら、支配的資本の超国籍企業・銀行化が一層進み、国家権力のみならず、世界経済・環境・危機管理体制と

いった世界政治権力(グローバル・カパナンス)までも操りながら、世界労働可能人口の労働権・生活権・生存権(併せて環境権と呼ぶ)を奪い取る「世界帝国」の構築までがささやかれています。

企業のみならず、地方や地域の労働可能人口は、同一の職場労働者やコミュニティ住民、さらには、国民の同一性までも分断され、シティ間の世界重層化が進み、グローバル/リージョナル/ローカルといったシティ

内間で互いを排除し合う排除型格差社会が顕在化しています。結果として、ほとんどの労働組合は受動性と無為性のなかで敗北しており、単位職場の労働問題に目を奪われ、職場労働者をまたがる地域・世界労働可能人口との団結と連帯は疎かになりがちです。

外とコミュニティ外にまでつながる必要がある。革命的階級の創造的でもある、革命的階級の自己価値創造化に向け、主に、外国人移住労働者を含めた非正規労働問題や脱原発問題に関する地域ユニオン運動とその東アジア連帯の模索と実践に関わっていきたく思います。

新自由主義とたたかう労働組合の全国ネットワークをつくらう！ 国鉄1047名解雇撤回！ 外注化阻止・非正規職撤回！ 反原発・反失業をたたかう国際統一行動を！

### 11・4全国労働者総決起集会

日時 2012年11月4日(日) 正午  
場所 東京・日比谷野音音楽堂



# 動労千葉・鉄建公団訴訟

## 解雇撤回・JR復帰の高裁署名運動

動労千葉の鉄建公団訴訟で6月29日、東京地裁民事第11部(白石哲裁判長)において、「国鉄分割・民営化に反対する組合員を不当に差別する目的で選定基準が策定され、採用候補者名簿に記載されたのは不法行為」とする判決が出ました。

6・29判決は、1047名解雇について、不採用基準(過去に「停職2回以上または停職6ヶ月」の処分を受けたものはJRに採用しない)そのものが不当労働行為であることを認めさせました。しかし、解雇撤回の結論以外ありえないにもかかわらず、JR東日本職員としての賃金と清算事業団3年間の賃金差額の支払い及びわずかな慰謝料という判決でした。



東京地裁前で「解雇撤回」を訴える動労千葉の組合員ら (2012年6月29日)

しかし、国鉄分割・民営化反対—解雇撤回の原則を曲げず25年間闘い抜いてきたことがこうした矛盾した判決を出さざるを得ないところまで追い込んでいます。

これまでの裁判では、北海道・九州の被解雇者については採用されていたかもしれないという「期待権」は示されていまいたが、不採用基準自体については合理的であるという判断が維持されてきたのです。動労千葉の鉄建公団訴訟ではこれを覆し、採用差別の全体が不当労働

### 不採用基準がなければJRに採用

この6月29日の判決につきましては、解雇について有効だと撤回を認めないという反動判決であったわけですが、そしてまた、国鉄分割・民営化がレーガン、サッチャーと並ぶ中曽根元首相の新自由主義政策の戦略的目標の一つということについては、裁判所としては、証人調べを一切行わないという。そういう意味でも反動的な判決であることは間違いありません。しかし、

この6月29日の判決につきましては、解雇について有効だと撤回を認めないという反動判決であったわけですが、そしてまた、国鉄分割・民営化がレーガン、サッチャーと並ぶ中曽根元首相の新自由主義政策の戦略的目標の一つということについては、裁判所としては、証人調べを一切行わないという。そういう意味でも反動的な判決であることは間違いありません。しかし、

行為であったことを認めさせたのです。

国鉄闘争全国運動は8月末に呼びかけ人会議を開催し、動労千葉と動労千葉顧問弁護団とともに「解雇撤回・JR復帰」の高裁判決を求める署名運動を新たに呼びかけることを決定しました。

全国運動呼びかけ人であり、動労千葉顧問弁護団長の葉山岳夫さんは6・29判決が切りひらいた地平について次のように語っています。

「この不採用基準を策定して採用候補者名簿に一旦記載されていた者を削り落とした。このことについて不当労働行為であると明確に認定したということでもあります。もう一点はこれに関連してその名簿作成に当たり、のちにJR総連に移行するという改革協、動労本部革マル派、松崎らによるところの猛烈な攻撃のもとで、それに触発されて、策定されたものだということを確認したということです。つまり、国鉄当局と改革労働側との結託によってこの不当労働行為、不採用基準の策定が行われたことについて判決は、明らかにせざるを得なかったという点があります。」

それから第3点につきましては、本件名簿不載基準がJR東日本への採用妨害というべきであって、その不採用基準がな

### 「JRに法的責任なし」を覆す判決

4党合意、3与党声明もそうですが、これは冒頭第一に、JRに法的責任はないことを認め

るものであり、……上記不法行為の実質は、原告らに対する国鉄によるJR東日本への採用妨害行為というべきであって、原告らが労働能力自体を喪失したわけではなく、……上記不法行為と相当因果関係のある損害として、原告らが他に再就職する可能性を念頭に置いて、一般的、客観的見地から再就職するのに相当と考えられる合理的期間の賃金相当額のみを認めるのが相当であると解される。

「これは賃金のうえで高石さん、中村さんなど9名についてJRに在職した者として扱ったということを意味するわけでありまして、この点は実質的には責任があることを認めたということを意味するものだと思います。」

これは賃金のうえで高石さん、中村さんなど9名についてJRに在職した者として扱ったということを意味するわけでありまして、この点は実質的には責任があることを認めたということを意味するものだと思います。

これは賃金のうえで高石さん、中村さんなど9名についてJRに在職した者として扱ったということを意味するわけでありまして、この点は実質的には責任があることを認めたということを意味するものだと思います。

飲んだだけでも、2000年の7・1臨時大会で大反響を食らって吹っ飛んでしまった。それが何回やっても難しい。ついに警察権力を導入して翌年1月に社会文化会館の中で強引に認めさせるということをやったわけですが、そのこの焦点はJRに法的責任がないんだということですね。そのことをめぐって大論争があったわけですが、こうしたJRに法的責任がないことについて、この6・29白石判決は、これを覆したということでもあります。

2010年の4・9政治和解は、この点についても一切JRには責任がないと。だから不当労働行為とか損害賠償ということとは二度と起こすようなことはしないというようなことを、二度と起こさないなんて失礼極まる、無礼的な言葉を使って、政治和解を強制しました。

いずれもそれはJRに法的責任がないことを根本的な根拠にしてきたわけでありまして、これも司法の場で白石判決は覆さざるを得なかったということなんです。

この点は国鉄闘争全国運動と裁判闘争が結合して一定の勝利を勝ちとったということだと思われたいです。それは全体の裁判で4者4団体もふくめて、自民党はもちろんのこと、民主党、社民党、こういう大政党そのものが強引に全部押しつけたものについてこれは司法の場で覆ったという形の意味は非常に大きいものがあると思います。

(8月29日に行われた全国運動呼びかけ人会議での葉山弁護士の発言を抜粋したものです。見出し・文責は編集者)

※

9月末から「解雇撤回・JR復帰の高裁判決を求める署名運動を開始します。6・29判決の画期的な地平を生かして一回りも二回りも大きな運動にしたいと思えます。全国での取り組みをお願いします。

### 東京地裁判決文(骨子)

1. 原告らが、JRの採用候補者名簿の原案に一旦記載されたところ、設立委員会への名簿提出期限(87年2月7日)が迫った段階(87年1月末〜2月初め)になって急遽、名簿不記載基準が策定されていること、策定期間が概ね改革労働側の国鉄当局に対する抗議の姿勢が最も高潮に達した時期と概ね一致していること、名簿不記載基準の

具体的な策定期間、国鉄内部での意思形成過程等の主要な策定経緯について、被告が何ら説得力のある主張、立証をしていないこと、国鉄の職制が分割・民営化に反対する労働組合を嫌悪し差別する発言をしていること等を総合勘案すれば、国鉄当局としては、一旦は原告を含む動労千葉組合員をも基本的には採用候補者名簿に記載する方向で

2. 前記認定事実からすれば、本件名簿不記載基準が策定されたならば、原告らは採用候補者

3. しかしながら、……不法行為に基づく損害賠償請求権と、雇用契約関係の存続を前提としてたいわゆるバックペイの請求権とは、もとよりの性質が異なる

9月末から「解雇撤回・JR復帰の高裁判決を求める署名運動を開始します。6・29判決の画期的な地平を生かして一回りも二回りも大きな運動にしたいと思えます。全国での取り組みをお願いします。